

○議長 宮城清政君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開議（午前 10 時 00 分）

日程第 1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第 1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって 3 番 大城 勝議員、4 番 大宜見洋文議員を指名します。

日程第 2．一般質問

○議長 宮城清政君 日程第 2．一般質問を行います。通告書のとおり順次発言を許します。13 番 玉城 勇議員。

〔玉城 勇議員 登壇〕

○13 番 玉城 勇君 それでは、1 点目に町内各公園の樹木の剪定についてお伺いします。

（1）町内の都市公園は、清掃、草刈りが行われ来園者に喜ばれています。しかし、樹木が成長し園路が湿っている所がある。剪定は樹木を整えるために枝の一部を切り生育を等しくするにも良いと言われております。剪定及び管理状況はどうなっているか。（2）選定を行うことによって、ロケーションの良さを確保し公園の良さ、心地良さを維持することは、町民に喜びを与えることになる。各公園の管理計画など予算確保はどうなっているか。

2 点目に、農業基盤整備で農業生産量向上をお伺いします。（1）農業所得向上のためには、農業基盤の整備が必要である。農業者から土地改良の要望などで町の計画の検討はないか。（2）南風原町の農業生産高、金額はどの程度あるか。（3）くがに市場開店に

向けて野菜生産増産も含め防虫・防風ネット等の助成をしております。資材費の購入のため農作物被害防止事業補助金で利用者と面積はいくらになっているか。(4) 宮城土地改良区の隣に与那原町大見武区の土地改良区がありますが、水の確保に苦慮しております。南風原ダムの水が利用できれば生産量が増加できる。与那原町と協議できないか。以上、お伺いいたします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは、質問事項の 1 点目の町内各公園の樹木の剪定について (1) にお答えします。樹木の剪定については、年に 1 回程度の頻度で、台風シーズン前に行っております。剪定は、公園利用者のために木陰の確保もできるように行っていますが、その影響により園路が湿っている状況があれば清掃等に対応してまいります。(2) についてです。町が管理している公園の維持管理については、4 人の清掃班が常時各公園を巡回して清掃を行っています。公園施設の修繕については、小規模の場合には大工班にて補修を行っており、通常の維持管理費の予算については確保できていると考えています。予期せぬ大規模な補修については、補正予算等に対応してまいります。

質問事項 2 点目の農業基盤整備で農業生産量向上の確保についてお答えします。農振農用地における土地改良などの基盤整備等については、農業者からの要望もないことから、現在のところ計画はありません。(2) についてです。沖縄県の農業関係統計(最新;平成 27 年 3 月発行)の資料では、平成 18 年度金額は産出額総額が 13 億 1,000 万円で、甲種で 8 億 6,000 万円、畜産で 4 億 5,000 万円となっています。県の統計資料では、平成 18 年以降の市町村別産出額の数値は確認できませんでした。(3) についてであります。まず補助事業の利用者と面積についてであります。平成 26 年度については利用者 17 名、面積で 3 万 1,681 平方メートル。平成 27 年度で利用者 12 名、面積については当初お配りした資料に訂正がありまして、面積が 2 万 854 平米となっております。(4) についてです。南風原ダムの水事情について、与那原町からの事前相談は現在のところありません。以前に、本町から水利用の了解が得られなかったと聞いております。再度、与那原町から水事情について協議がありましたら、宮城、宮平、喜屋武地区の水利組合の意向を踏まえて検討してまいります。以上であります。

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 それでは、1 点目から順序よく再質問をさせていただきます。まず、樹木が非常に繁茂しておりまして、そのおかげで路面、特に園路、通路が非常に湿っている箇所があります。そのへんは清掃等で改善をしていくとのことでもありますけれども、状況がどうなのか確認されているのかどうか答弁をいただいてから次の質問をしたいと思っております。

○議長 宮城清政君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城敬宝君 お答えいたします。樹木が繁茂している園路が湿っているとのこと質問でありますけれども、現場を確認したところ確かに一部湿っていたり、木の実ですかこれも落ちていて若干滑るような状況もあります。それにつきましては、公園班については 2 班体制でやっていますので、そのなかで維持管理をやっていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 確認をいただいてありがとうございます。実は、公園利用者の皆さんから滑る所があると、しかも公園は街灯がついておりまして、夜が明ける前からウォーキングをなさったり体操をしたり、あるいは園路並びにグラウンド、広場を利用してウォーキングをしたり体操をしたりストレッチをしたりしています。そこで滑る所があるということでぜひ修繕をしていただきたいというのがあります。それから、樹木がだいぶ繁茂して照明が路面に届いていない所があります。樹木の枝葉で非常に暗くなっているということで、樹木の剪定、その通路に合った剪定方法、木を損なわないようにやるべきだと思いますけれども、それについて年に 1 回では少ないのかなと思います。あるいは、年に 1 回やっていますけれども、この枝の剪定についてはどのようになされているのかももう一度お願いします。

○議長 宮城清政君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城敬宝君 枝の剪定につきましては、特に台風シーズン前に管理している各公園をパトロールして、枝折れがありそうな木については剪定するとか、そのように対応しておりますけれども、先ほど質問がありましたように夜、例えば枝が袖を深くして見え難いということがあれば、夜に見てどうにか対応できないかどうか確認してみたいと思います。

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 ウォーキングをしている皆さん、体操をしている皆さんから要望がありますので、滑る所の修繕とこの枝が繁茂して照明を遮っている所を確認されて剪定あるいは対処をお願いしたいと思います。

(2)に移ります。これについても剪定なのですが、公園の場合、ほとんど高台に設置されております関係上、周辺の見通しが非常に良いのです。ところが、樹木が繁茂すると公園の周辺が見えなくなってくる、あるいは外から公園を見たときに樹木だけが見えて公園の遊具やそういう人がそこで集まってゲームをしたりウォーキング、体操をしたりしているのが見えない。公園にはロケーションが良いところがいっぱいあるのですが、それが樹木で遮られてせっかくの公園、周辺の良さが分からなくなっている。そのへんでぜひ剪定をやっていただきたいのですが、4名の皆さんが4カ所を回っていますけれどもそのへの指示はできないかどうかお願いします。

○議長 宮城清政君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城敬宝君 お答えいたします。確かに町の管理公園につきましては、ほとんど高台にあってロケーションも良いということです。緑園もやはり必要でありますし、それも含めて現場を見て死角にならないように、そういった所があれば剪定等で対応していきたいと思います。

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 公園には展望台とか東屋とかちょっとした高台を造っていますので、ぜひそこから高速道路を見たり、あるいは本部公園から那覇方面の景色を眺めたりするためにもぜひ樹木の剪定あるいは少し低くしていくとかそういうふうによればもっともっと公園そのものが明るくなりますし、来園者も増えてきます。ぜひ、その確認と対処をお願いしたいと思います。

それから、あと 1 点。そのロケーションについてでありますけれども、公園周辺にもっと高い場所があって、それからこの公園の樹木を剪定することによって遠くがよく見えてくるということがありますので、それ含めて検討をお願いしたいと思います

それでは、質問の 2 点目に移ります。農業基盤整備であります、(1) について現在のところ計画はないと。もちろん、農業者からの要望がないということではありますがしかし、以前に南風原町内で土地改良が何カ所か行われておりますああいう大規模ではなくミニ土地改良事業というのがあったと思うのです。これについて現在も希望すれば可能なかどうかをお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。今現在ある土地改良区、最後の土地改良区からもかなり年数が開いておりまして、それ以後の土地改良区の整備が今現在なされていない状況でございます。ひとえに土地改良区につきましてはその周辺の地権者がかなりの意向をお示しでないと事業ができないということがありまして、農振農用地区域内の方々からの要望が出ていないことから町としても計画を持っていない現状でございます。今議員がおっしゃったミニの土地改良区ですか、これにつきましては町の独自事業としては非常に厳しい面がございまして、補助事業のメニューに乗っかってできるものであれば前向きに検討させていただきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 各地区で土地改良を行って非常に良いほ場ができていますけれども、当時土地改良から外れた所が斜面地で残っていると、結構それが各地域にあるの

です。ですから、以前はミニ土地改良事業、約 6,000 坪を超えれば事業が導入できるというのがあったのですけれども、どの規模から希望があればこの事業推進ができるのかどうか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 申し訳ございません。手元に補助の基準手引書を持ち合わせておりません。また、近年その面整備的な事業がないことから資料を整えるのに時間がかかると思います。その件につきましては後ほど資料をお上げしたいと思っております。

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 土地改良区にどうしても傾斜がきつい場所もありますので、すでに完了している土地改良区の部分的な傾斜の修繕、そういったものを含めて、現在農地として残っているのですけれども活用されていない農地の基盤整備とか、あるいは新たなミニ土地改良事業を導入することによってこの土地が生かされてきますので、ぜひそのへんの調査もされて、もし可能であれば対応していただきたいと思っております。私が見た範囲でも何か所かこの事業を導入したほうがいいのかという所もございまして、そのへんもう一度確認をしたいと思っております。ぜひ今後、調査をして進めていただきたいのですが、いかがですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えします。基盤整備につきましては、近年は公営ではなくて団体営が基本となりますので、当然その地域の方々からの強い要望がなければなかなか動くことが難しいところがございます。それにつきましては、各地域の声を拾い上げて、そういった要望がありましたら町としても全面的にバックアップしていきたいと考えています。

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 以前の土地改良事業も農家の負担はなかったのです。減歩がありまして、その減歩 11 パーセントか 12 パーセントで事業を推進してもらったということがあります。ぜひ新たな負担金が発生するものではなく、土地の減歩によってその事業が推進できなければこういう基盤整備はできないと思いますので、そのへんをぜひ確認していただきたいと思います。

(2) に移ります。南風原町の農業の生産高、金額についてでありますけれども、平成 18 年が 13 億円の売上であります。そのうちの 4 億円が畜産であります。面積からすると非常に農地からの収入が少ないと感じております。ただ、これは 10 年前の資料でありますので、現在の平成 27 年度あるいは平成 26 年度の数値はもっと低いと感じております。ですから、今現在、南風原町の農業生産というのは J A 南風原と J A 津嘉山の 2 カ所がメインにありますけれども、津嘉山地区においては 10 年前から面積、売上についてもほぼ横ばい状況です。J A 南風原管内がだいぶ落ち込んでおまして、そのへんもっと底上げしていかなければとどんどん耕地面積が減ってきています。耕作放棄の土地がだいぶ出てきております。そのへんを知るためにはこの農業生産高あるいは金額が必要であります。ぜひ平成 26 年度あるいは平成 27 年度のものが調査できるのであれば調査されて、今後の南風原の農業についての基本、これからの推進に向けての取組が必要だと思います。県は 10 年前のものしかないのですが、本町でこの調査が可能なのかどうか、課長、お願いします。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 調査についてなのですが、現在行っている調査というのは、生産高と言うより生産量などについてでありまして、生産額・出荷額についての調査が平成 18 年から県のほうも国のほうも行っていないということで資料がございませんでした。平成 25 年、平成 26 年の調査、野菜で言いますと作付面積地が 72 ヘクタール、平成 26 年度が作付面積 73 ヘクタール、収穫量が 1,745、こちらでも一応はトン当たりになっているのですが生産量については統計で一定量の調査はいたしております。今後もまた統計はえざる等で整理していく予定であります。

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 南風原町の農地が主にキビが多いと思うのですけれども、確かに 64.6 ヘクタール程度が活用されているかと思えます。先ほどの 73 ヘクタールとありますけれども、坪当たり 2,633 円の生産高であります。花きが 1,517 円。サトウキビが 425 円です。津嘉山農協管内で言いますと、花きははるかに多くて 18 ヘクタールです。主にストレリチアですが、それに菊と蘭が入って本町の花きであります。しかし、野菜は町内全域にまたがっておりますので、そのへん一番生産高が高い。ですが農地を再度作ることによって、この生産高がもっと上がってくる。もちろん農家の人たちの所得も増えてまいりますので、もう一度検討されて、できたら調査をされてどのぐらいの農業生産高、収入があるのか、本町としてある一定の数字は把握する必要があるのではないかと思うので、ぜひ県の資料ではなくて本町の調査をお願いしたいのですがいかがですか。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 ご提案のとおり生産量が確認できるようにこちらもどういった統計が取れるのかまだ確認はできておりませんが、できる限り把握ができるように調べていきたいと思えます。農協とか花き組合など組合が絡んできまして、把握が困難なところもあるので、話し合いをして調査ができるようにこちらもいろいろ調整を行っていききたいと思います。

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 ぜひお願いいたします。私が調べた資料も両農協に出荷したあるいは取り扱っている品物しかないのですけれども、農家には相対売りとか農協を通じず直接販売している方もいらっしゃいますけれども、資料として町のほうで分かる範囲のものを調査してもらいたいと思っております。

次にいきます。質問が関連しますけれども、農業基盤整備で農業生産を向上させるために町もくがに市場ファーマーズに対しても野菜生産を増産してもらおうということで、農作物の被害防止事業補助金としてネットあるいはこのパイプの助成金を出しております、

平成 26 年、平成 27 年の 2 カ年の資料がございます。南風原町は葉野菜が非常に少ない。それを増やすためにこの事業をやったと思うのですが、平成 26 年が 3 万 1,000 平米、平成 27 年が 2 万平米あまり。そこで野菜が今ここでどのように栽培されているのか、この事業を受けた農家の皆さんが合計 5 万 1,000 平米、防虫ネットを利用した栽培をしておりますけれども、これによってどのぐらいの野菜が栽培されているのか、あるいはどのぐらいがファーマーズに出荷されているのか。もちろん資料がありましたらお答えください。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 ただいまのご質問ですけれども、こちらでその野菜の量、出荷の量というような追跡の調査は現在のところしておりませんので、手元にそのデータはございません。

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 せっかく町の助成金として栽培を増やしていこうとやっておりますので、農家の皆さんにはこういう野菜栽培がもっともっとできるようにぜひ調査をしていただきたいと思います。そうすることによって、くがに市場ももっと活性化しますし、お客さんも増えてきます。当初から売り上げは少ないのですが、やがて 1 年目を迎えることによってわりとお客さんも増えてきておりますし、野菜も周辺からだいぶ納品されている状況でございます。せっかく本町が非常に大きな金額の後押しもやっておりますので、ぜひこの調査、確認をしていただきたいと思います。今後ともこの助成金が継続されて、農家の皆さんあるいは小口の栽培をする農家の皆さん含めて、この事業が推進できるようお願いしたいと思っております。

それでは（４）南風原ダムの利用についてであります。以前、与那原町が土地改良をする際に、南風原に対しての水利用要請があったのですが、それができなかった理由がまだ分からないのです。その記録があるのかどうか。与那原町の土地改良区には、一部の農家が利用できるような井戸が設置されているのですね。まだ半分の面積にも達していない、河川の水を利用した井戸がありますけれども、なぜそうなったのか。もし資料等で分かっていたら答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。以前、与那原町大見武区の土地改良のなかで畑かんを整備する際に南風原ダムの水利用ということで協議があったと、その時点の協議書が見当たりませんので詳しいことは申し上げられませんけれども、私が覚えている範囲では協議のなかで町のほうも今現在南風原ダムが使われている各土地改良区の水利組合との協議をもった結果、その当時は日照り関係もありまして結構ダムの水位が下がった時期もありまして、与那原町まではということでの了解が取れなかったということがあります。与那原町としましては、雨水を貯め込むタイプのタンクを道路上に造りましてそれに貯めて使うという方式で整備に至ったという記憶でございます。正式な文書関係につきましては、期間がたっておりまして、例えば倉庫に保存されているのかどうか現在確認ができませんでした。

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 与那原町の土地改良区のほぼ半分、50 パーセント近くが本町の農家の皆さんでありますので、ぜひその土地に水が引けるような事業が必要だと思っております。以前、どういう理由で断っているのか分かりませんが、今現在、井戸から水が引けない地域がいっぱいあります。ですから南風原ダムの水が利用できる方法を考えていただきたいのでありますけれども、今現在、それを利用するために何か障害があるのかどうかお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。障害と言うよりも南風原ダムの水量なのですけれども、ダムの堤体を改修する事業の時に、同時に浚渫の事業メニューを県は持っておりましたが堤体の整備に伴いまして既存の状況を調査した結果、4 地区で使う水の量は状況を満たしているということがありましてこの浚渫自体は行われておりません。ですので、他の地区に水を供給した場合、現在のダムの水量で事が足りるのかはまた今後

確認をしなければいけないことだと思っております。また、この水利用につきましては、南風原町が独自に了解を取るのは大変難しゅうございます。各 4 地区の水利組合の意向が一番左右するのではないかと思っております。また、与那原町側から水利用についてその協議がまだなされておられませんので、正式に協議がありましたら南風原町としても各地区の水利組合の意向を踏まえて検討させていただきたいと思えます。

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 南風原ダムの水については、オーバーフローのハッチが 2 カ所あるのです。今、低い所のハッチが開いているのですね。しかし低い所のハッチを閉めて高い所のオーバーフローのハッチを開ければ、今の水面よりも 1 メートルあまり水面が高くなると思うのです。これは近年ですけれども、取手の修繕をしたりダムの修繕をした時に新たなオーバーフローのハッチができております。以前からも言っているように、この南風原ダムはもっと大きな溜池になるはずなのです。皆さんがオーバーフローのハッチで低い所を閉めることによって水量が上がりますので、十分な水の確保ができます。このへんをぜひ夏場に向けて今この雨の多い時期にハッチを交換する必要があると思うのですがそれについてはどうですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 降り口が 2 カ所あるうちの下のほうを現在開けているということにつきまして、直接その理由につきましては県にまだ問い合わせをしておりません。その内容を確認させていただいて、ダムの水量が増える手立てがございましたら、それはそれで今後県と調整しながら進めていきたいと思えます。ただ、この水の利用につきましては、先ほども申し上げたとおり町が独自に考え方を進めていける内容ではございませんので、正式な要請がございましたら水利組合と調整しながら可能かどうか検討させていただきます。

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 おっしゃるように現在 3 つの水利組合ができておりますけれども、しかし、南風原ダムの水量を増やすことによってそれぞれの水利組合が使う水の量は心配しなくていいと思うのです。今現在の低い段階でも水不足はありませんので、ぜひハッチを上を上げることによってさらに水量が増えますから、その辺は問題ないと思います。もちろん、南風原ダムは当時南風原村時代の構造改善事業でダムが新たに増えていますね。人口の溜池ですけれども。しかし、今現在、南風原町の管理になっていきますので、南風原町で 3 水利組合と調整されて、与那原町の土地改良区農家の皆さんが利用できるような方法をこれからは検討していくべきであろうと思います。申し上げますと、与那原地区の土地改良区の約半分が南風原町の農家の皆さんでありますので、それを踏まえると早めにこの協議をされて、あるいは与那原町からこの協議がきたらおっしゃっているように話し合いに応じていくということでもありますけれども、ぜひ今後に向けてその方向性を見出していきたいのですが、これについてはいかがですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 与那原町から正式な協議がきましたら、こちらのほうからもそういった内容のお話ができるように調査、資料等を整えて進めていきたいと考えております

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 ありがとうございます。以上で質問を終わりますけれども、行政として南風原町のためあるいは南風原の農家の皆さんのために、あるいは町民のためにいろんな事業がたくさんありますが、ぜひ耳を傾けていただいて、今回のように素晴らしい対応をしていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前 10 時 40 分）

再開（午前 10 時 41 分）

○議長 宮城清政君 再開します。通告書のとおり順次発言を許します。12 番 上原喜代子議員。

〔上原喜代子議員 登壇〕

○12 番 上原喜代子さん 私は 2 点の項目で質問をさせていただきます。1 番、南風原町育英会育英資金貸与の現状について（1）町育英会の 10 年間の貸与状況の推移はどうなっているのでしょうか。（2）返済義務に対する見直し等をどう考えるのでしょうか。（3）育英会とは別に新たな制度の創設をし、支援策ができないものなのでしょうか。

2 点目に、子どもの貧困対策について。（1）子どもの貧困支援の 1 つに就労支援が取り上げられていますが、義務教育を終えた子どもたちの調査はしているのでしょうか。（2）子どもの貧困に対し、本町の特徴として何があるのでしょうか。（3）本町のこれまでの支援策等と今、問題視されている子どもの貧困等との関連性をどう捉えるのでしょうか。また、これまでの支援等に対し再調査の必要はないのでしょうか。以上 2 点お伺いします。よろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 上原喜代子議員の質問事項 1 番、南風原町育英会育英資金貸与の現状についてに関するご質問にお答えいたします。（1）の貸与状況の推移でございますけれども、平成 17 年度 18 名、732 万円。平成 18 年度 15 名、624 万円。平成 19 年度 17 名、696 万円。平成 20 年度 12 名、492 万円。平成 21 年度 16 名、642 万円。平成 22 年度 11 名、432 万円。平成 23 年度 11 名、420 万円。平成 24 年度 9 名、348 万円。平成 25 年度 11 名、468 万円。平成 26 年度 7 名、312 万円。平成 27 年度 7 名、312 万円。以上となっております。

（2）の返済義務に対する見直し等をどう考えるか。それから、（3）育英会とは別に新たな制度の創設をし支援策ができないものか 2 点のご質問ですけれども、2 点とも関連いたしますので一括してお答えいたします。現行の学資貸与金の償還については、1 カ年経過後にその貸与月額以上を毎月償還することとなっております、そのことを了解して申請を行っております。また、現行制度にて学資資金を受けている方や償還を行っている方もい

ることから、すぐに返済義務の見直しについては厳しいものがあると考えております。返済義務の見直しや新たな制度については、今後調査検討をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項 2 点目、子どもの貧困対策について (1) にお答えします。子どもの貧困対策のなかで就労支援も大切な事業だと認識しております。町ではまず、支援を必要とする対象者の把握と、中学卒業後、高校進学や就労以外の人数、さらに高校を中途退学した方の人数を確認しております。

(2) についてお答えします。子どもの貧困対策を事業化するにあたり、現状の指標として捉えたのは、小中学生の不登校等の現状、若年出産の状況、母子父子家庭等の増加率、さらに中学卒と高校中途退学の数であります。特徴としましては、人口増に伴い母子父子家庭が毎年約 5 パーセントで伸びていることが挙げられます。

(3) についてお答えします。子どもの貧困対策については、これまでの支援策に加えて、支援を必要とする子どもに対してしっかりと夜間や長期休暇等の居場所を確保し、大人が寄り添って丁寧な対応をする必要があることから、平成 28 年度から子ども元気 ROOM 事業を開始いたします。また、母子家庭等の子どもが学童クラブへ行きやすいよう、放課後における子どもの居場所確保として学童保育料の援助を継続するとともに、県へも同様の補助を要請しているところであります。現在捉えている課題に対しては施策を整えておりますが、今後さらに必要な調査があればそのつど対応してまいります。以上であります。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん 10 年間ということで答弁をいただいたのですが、この貸与人数というのは新規だけではなくて継続も含まれているのですよね。新規の人数を今持っていらっしゃるのでしょうか。10 年分とは申し上げませんが、平成 24 年から平成 27 年までお答えいただければいいのですが。よろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 再質問にお答えいたします。新規の人数ということでございました。今手元にあります平成 26 年、平成 27 年の資料から見てみますと、平成 27 年度が新たに育英会を適用したのが 1 人、平成 26 年度も 1 人という状況でございます。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん この 1 番目の貸与の状況の推移はと質問したのは、この件に関して私は 2 期目のちょうど今ごろ質問をしているのです。そして、あの時は平成 19 年度、平成 20 年度の状況を質問しています。ですから、あれからどうなったのか、どう活用され、どう変化したのかということで 10 年間という年数を申し上げ、10 年スパンで捉えればこの利用状況がよく分かるのではないかと、自分でも整理整頓ができるのではないかと申し上げました。こういうことは 2 点目の子どもの貧困ともかかわってくるものですから、そういう思いで取り上げました。そういう状況を見ますと、償還も結構がんばっていらっしゃるのではないかとこの部分と、この平成 26 年度、平成 27 年度に新規が 1 名ということがどういう状況なのか。私が以前に質問した平成 19 年は新規が 7 名、平成 20 年度が 4 名となっているのです。あの時は数字が分かったのに、なぜ平成 26 年、平成 27 年度、子どもの貧困、教育の格差などと言われている今このときになぜこのように 1 名、1 名となっているのか。それはどうお考えでしょうかお伺いします。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 昨年平成 27 年度で申し上げますと申し込みが 3 名ありました。そのなかで 1 名につきましては町よりも少し金額が高いということで他の育英会のほうを薦めてそこで認められています。他の 1 名につきましては、規則に該当しないため支給ができなかったということでございます。合計 3 名のうち 1 名は他の育英会、1 名は町の育英会ということで適用してございます。それから、その前、平成 26 年度でしたかその時も、他の育英会に町から推薦をして認められています。そして、一旦申し込みはありましたけれども大学の育英会があったりそういうところで適用するというかたちで辞退をしている

方もございます。そういった状況であります。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん たぶんそういう答弁がなされるのではないかと思っていたのですが、この制度を利用せずに別の有利な制度を利用するという部分もあると思いますが、そうでしたら本町の子どもたちがどの制度を利用してどういうふう償還まで至っているのかは把握していらっしゃるのでしょうかお伺いします。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 どの育英会を利用してということまでこちらは掌握しておりません。推薦をした南部の育英会については、そこは推薦をしておりますのでそこで該当というかたちでございます。申し込みしたけれどもどこの大学の他の制度を活用したということは掌握してございません。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん 把握されていないとの答弁でしたが、私は滞納がある子どもたちのことを考え、償還に対してどういうふうになんばっていらっしゃるのかと懸念するものですからそういう質問をするのですが、今現在で滞納額というのはわかりますでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 現在、育英資金の滞納額は、平成 26 年度償還額で人数を合計しますと 1,822 万円となっています。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん 滞納額が今現在で 1,822 万円という答弁がありました。この数字を見てもとても思うのですが、(2)に移っていきます。貸与額が県外大学では月 4 万円を限度として、県内は 3 万円。そして、卒業して 1 年を経過した後に償還となっていますが、本町の場合に限っては重複しないと、育英会資金と二重で貸与することはできないとうたわれていますが、二重ではもちろんやっていないと思うのですが、他の制度を利用したときに例えば二重で貸与を受けられるというのは見受けられるのでしょうかお伺いします。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 受給する学生に二重はできないというかたちを取っておりますのでそれはないと考えています。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん 二重はないというような考えだと答弁をいただきました。この償還に対して就職がうまくいけば卒業して 1 年、就職がうまくいったと考えても月額 4 万円、初任給ですよ、3 万円という返済は無理があると思いませんかでしょうかお伺いします。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 償還については 1 年間経過後に育英資金の支給を受けた、先ほども言いました県外だと 4 万円、県内は 3 万円、就職をして初任給の額からすると、その収入にもよりますがそのへんは貸し付けをする時に了解をもらっておりますのでそれに基づいて返済をお願いしております。それとそこがどうしても月々の、4 万円ですので 4 カ年の大学でしたら 4 万円をずっと払わなければいけません、そのへんは減額したり

対応してまいっていますので、それに応じてできるものだと考えております。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん 償還に対して事情を考慮していることは私も理解しているのですが、滞納額がこれだけある部分に対して、なんと言うのでしょうかやはり就職することが一番の解決策だとは思いますが、初任給というのはものすごい職に就職した方だったら分かりますけれども平均して 14 万円、15 万円だと思っています。14 万円、15 万円のなかから 3 万円とか 4 万円を出すのはたいへん大きな負担になるのではないかと。そういう部分があって本町は大いに寄り添いながら償還の方法も見つけて無理のないようやっていることも理解しているのですが、ただ、二重に借りていることはないと思うと部長の答弁があったのですが、これは那覇市の例ですけれども四年制大学で奨学金を計 714 万円借りたと、2 つの制度を利用したそうなのです。そして就職試験を受けてもなかなか内定も取れないと、この奨学金の返済のことを考えると暗い気持ちになると、就職しなくては返したくても返せないこの状況が辛いという部分と、もしかしたら自分は自己破産するかも知れないというところまで追い込まれているという「わたしはここに居るよ」という子どもの貧困のところまで載っています。私はこれを読んだとき、この平成 26 年度、平成 27 年度が、もちろん別の所へ行ったと答弁をいただいたのですが、1 人ということ自体、この 4 万円、3 万円ということがこの入口を小さくしてしまっていると感じました。入る所で、自分は卒業して 1 年経過したら 3 万円、4 万円を払わなければいけないとなる。この制度を利用する人たちも横のつながりでだれだれがこういうふうにして育英資金を得て学校を出ているよと情報としては聞いていると思うのです、情報収集はすると思うのです。そうなったとき、借りたくても借りられないという制度になっているのではないかと思うものですから、1 人だったと。一番多かったのはたぶん平成 19 年度ではなかったのか。あの時は非常に経済が混乱しているという部分で多かったのではないかと思うのですが、今、この子どもの貧困だと言われているなかで 1 人ということがこの窓口の狭さにあるのではないかと思うものです。今ちょうど募集が始まっていますよね。ですから、そのところをどうお考えでしょうかお伺いします。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 育英資金というのは契約がございます。それに則って借りた分は返すという基本的な姿勢がございますので、返して後世代の資金として活用していただくということでございます。制度的にこういう制度があってそれに適用するよう借りていただくというようなことですので、それが狭くしている認識はございません。この制度はこういった認識であると育英資金の適用を受けるというかたちでございますし、無利子でございますので、そのような認識の基で応募をして借入れをしていくという考え方だと思います。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん こういう制度だから仕方がない、制度に沿ってと言われたら制度に沿っていることを私も認めます。そして、償還に対しても寄り添っている部分に関しても理解いたします。けれども、ちょっと納得がいかない部分も確かにあります。これはまた後で続くとしまして、例えばこの滞納している方で窓口に行っしやる方は優秀な方だと思うのです。窓口で相談に来て、そのときに窓口で例えば本町の採用試験がいつあるよとか、それに挑戦してみないとか、あるいは臨時の採用試験がいつあるのだけれどもそれを受けてみないとかそういう案内というのはその窓口で行いますでしょうか。やらないのでしょうかお伺いします。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 そういう就職の案内は、窓口では行っておりません。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん 部が違うとおっしゃったらそれまでなのですけれども、私が思うにやはり就職しなければ返せない状態ですから、できればそこで、本町も皆さんパソコンですから周知というのは全課にまたがると私は思っていますので、こういう採用試験もあるよと、その声かけだけでもものすごく勇気づけられると思うのです。だから、そうい

う仕組みづくりも必要ではないかと思うのですけれども、どこで質問したらいいですか。

○議長 宮城清政君 教育総務課長。

○教育総務課長 宮平 暢君 お答えします。現在は、その方からそういった話がないかということであれば相談を受けていますが、相談がなくてももし仕事をしていない方であれば案内を心掛けていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん 申請主義というのを止めて、声をかけるだけでも自分も受ける資格があるのだと思うだけでも力が出てくると思うのです。ですからその部分があるから、ぜひ臨時の職員も採用しているよ、それも受けてみてと言って、受けてもし落ちたらそれはそれで本人も納得しますし、また次に向かうステップになると思いますので、ぜひ窓口でもそういうような支援をよろしくお願いします。

(2)に移りたいと思います。(2)と(3)は一括でということ答弁はいただきましたけれども、返済義務の見直しをどう考えるかについてであります。先ほどから私が申し上げているように、やはり3万円、4万円というのは無理があるのではないかと私はこういう質問をいたしました。ですが、(3)の新たな制度の創設ということについては、県教育委員が2016年度から返済義務のない給付型の奨学金の募集を始める方針で、実際に給付は2017年度入学時からの予定で、四年制大学の進学者を対象に1人月額7万円を4年間、初年度の募集枠は一学年25人程度を想定しているとなっております。この背景には、やはり貧困の連鎖の解消と教育格差の是正ということを挙げているのですが、そういうことを踏まえても本町は従来どおりこれの償還が終わるまでそのままいくのだと、この制度はこの制度だからこのままでいくのだというお考えなのかどうかお聞かせください。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 ただいま県の例での質問でございました。県は一括交付金を活

用して県外の進学大学の支援事業というかたちで、これから 4 月以降に申請をしてこれが適用できるかという部分だと思います。そのへんもありますので、他の事例等、今後の事業の動向を注視しながらそれについては考えていきたいと思えます。この育英資金のものは別な考え方でいかないといけないだろうと考えていますが、県の動向、他市町村の動向等が貧困対策に関連するということであれば検討してまいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん 一括交付金だから本町の育英会の資金とは違うという答弁であったと理解します。もちろん、給付型といったら財政上の問題もありますし、すぐに答弁できるものではないと思っておりますが、やはり夢に向かっていく子どもたちを委縮させないような取組というのは今必要とされているのではないかと思うものです。今までどおり、従来どおりでいくのだということではなくて、どこかで切替えていかなければ、これは改善されずそのまま行くと思っておりますので、ぜひ調査していただきたいと思っております。

ある高校の卒業式がテレビで放映されていたのですが、そこに歌手の GACKT さんが歌で卒業生を励ましているところがありました。そしてその人が、「夢は見るものではなくて叶えるものだ」というようにメッセージを送っていましたが、行政もそういうあり方が必要ではないでしょうか。せつかく支援しているのですから、夢が叶えられるような支援という今見直しするべき時がきているのではないかと思うのですが町長どうなのでしょう。職員の皆さんが償還についても寄り添っていると重々承知しています。けれども、窓口が狭いのではないかと思うものですから、この点に関して町長の見解をお聞かせください。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 お答えします。先ほど教育長、部長、課長から償還の問題等においてその中身においては重々知っておりますがしかし、利息も付きませんし借りたものを返済することは人間の義務ではなかろうかと思えます。県も検討しているわけですが、どの範囲から貧困なのか、どの方々に貸せばいいのか、これは相当厳しい部分があるのではな

いかという思いであります。そしてまた、償還というのも毎月 4 万円というのが基本であるのですが、1 年就職した後でもすぐに 4 万円というのは厳しいと思います。しかし返済も弾力的で、年間 48 万円を返しなさいというのが基本ではありますが、厳しければボーナスの時点で各 2 万円、毎月 4 万円の返済ですが年間で 4 万円返す方もいます。強制的ではなく、この人の生活が厳しくなるようなものではなく、毎月 5,000 円でも返してもらう、返済していくような環境を作るのも大事ではないかと思っております。そういう意味では、利息は付きませんので償還なしで貸すことにはどうなのかと感じております。また、私たち南風原町において、去年は育英資金が 1 人しかいなかったというのは、南部広域に行かれる、県に行かれる場合もあり、南風原は 4 万円だが 5 万円借りられる、また 6 万円も借りられるところがあるからというように、額の多い所に行けるような状況であります。仕事を斡旋することについても、あんた何しなさいとか強要まで至ることはできないのですが、借りたものはいつか返すのだと、ゆっくりゆっくりでも償還していくというのを基本に持っていきたいと思っております。また本当に償還なしの貸し付けに対しては相当のご苦勞をなさるのではないかと、どこまでが貧困なのか、どういった方々に、なんで向こうには貸して私たちには貸さないのか、そういう部分もあろうかと思っておりますので、償還なしについてはいろいろな調査研究してから検討していかなければいけないのではないかと感じております。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん 償還なしというのは、私も考えておりません。私も前に質問した時は公平・公正の観点から借りたものは返すという町長の観点から質問したのですが、これだけ子どもの貧困と騒がれている現状であります。別の制度を利用した方が例えばここが 4 万円だから向こうが 5 万円だから向こうへ行った、そういう方法もあったのではないかと貸与人数が少ないことに対してそう答弁なさっていましたが、それがまたその部分につながっていくことも考えられますので、調査する時期に来ているのではないかと思います。ぜひ調査・検討。子どもたちが夢を叶えられるような状況をぜひ作っていただきたいことを希望しまして終わりたいと思っております。

2 番目の子どもの貧困対策についてであります。子どもの貧困支援の 1 つに就労支援が取り上げられているということで質問しましたが、それも大事な事業だと認識しているとの答弁をいただきました。貧困支援に対して就労支援がどうなっているか質問をしたので

すが、不登校問題に対して義務教育を終えた子どもたち、まだ進路が決まっていない状態で卒業した子どもたちが卒業後どうなったか質問を一度したことがあります。そうしたら、進学した者もいるのだけれども、それ以外は就労かどうか調査まではしていないとの答弁をいただいた覚えがあります。ですから、進路が決まらずに義務教育を終えた子どもたちの調査はどのへんまでしているのかという部分でこの質問をいたしました。どうなのでしょう。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 生徒の進学については学校もどこへ進学をするというかたちの状況把握はされていると思います。しかしながら、卒業後その卒業生がどういったところまでという感じの追跡調査は行っていないと考えております。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん そうですね。やはり貧困の連鎖には多様な問題等があると考えます。先ほど（2）に対しての答弁が出ていたのですが、若年出産とか不登校の現状とか母子家庭の増加ということで出てはいたのですが、やはり私は貧困の連鎖はなかなか断ち切れないような状況のなかでこの若年出産だったら特に余計にそれはあると思うのです。学校現場ではその点に対しては指導と言うか高校を中退とか若年出産に関しての指導と言うか将来に向けての対策という部分の指導はどのようになっているのでしょうか。教育指導主事もいらっしゃいますので、ぜひお願いします。

○議長 宮城清政君 教育指導主事。

○教育指導主事 宮里 豊君 お答えします。学校現場では性に対する指導含めて保健体育であったり、学級活動の時間を活用してそういう指導を毎年 1 回以上は確実に行っております。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん 毎年確実にやっている指導だとおっしゃっていますが、この若年出産とは若年ですから中学生ですか。だいたいどのぐらいいらっしゃるのですか。それとも高校生ですか。10 代ですか。

○議長 宮城清政君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子君 若年出産は二十歳未満となっております。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん 二十歳未満ということですので、義務教育とか高校生ということも含まれているのだらうなとざっと思いましたけれども、やはりそういうことで貧困になるという部分は考えられます。ただ、これは（3）に移りますが、37 パーセントが貧困だということで騒がれているそれがそっくり南風原町に当てはまるとは思っていませんが、ただ、親の生活が向上しない限り子どもにもさらにそれが連鎖していくものですから、生活保護のボーダーラインでありながらそこにもたどり着けないという現状が本町にあるのでしょうかお伺いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。実際に生活保護の水準程度まで来ているが生活保護を実際申請していない方もいらっしゃると思いますし、申請しても通らなかった方もいらっしゃると思います。そういう水準におられる方は当然町内にもいらっしゃいます。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん そういふときの実態調査というの、学校側も含めてやるのでしょうか。やはり子どもたちを見れば分かると思うのですよね。そういうことはどうなのでしょう。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 いろいろな機会、そういった状況を把握した方、相談を受けた方、そういった相談の集約と言いますかそれが最終的に南風原町でしたら県の福祉事務所に行って認定の作業に入っていくこととなりますが、貧困を含めていろいろな家庭状況、保護者の状況、そういった部分は役場でも相談窓口がございます。社協にもございます。いろいろな把握の仕方がございますので、学校だけに限らずいろいろな機会を捉えてしっかり生活保護の申請につなげていくこととなります。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん やはり子どもたちを見れば貧困な状態に陥っているというのも分かる状況はあると思います。先ほど町長がおっしゃったように、どこからどこまでが貧困なのかに関してはただこの数字がこれだけ上がっている状況、現実はそのようなかと捉えられ、この数字だけに動揺する部分は確かにあるのですが、毎日のように報道されていることに関して南風原町も実態調査を今一度して、そういう子どもたちが救い上げられているかどうか調査していただきたい。他がこんなだからうちは大丈夫だということそれはそれでいいのですが、もしかしたらうちでもどこかで見逃している点がないのかと感ずるものですから、本町は子どもが一番育てやすい町だと言われている部分も確かにありますので、そのボーダーラインをどのように調査するのか、ぜひ調査していただければ幸いです。思っお願いして、私の質問を終わります。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前 11 時 23 分）

再開（午前 11 時 33 分）

○議長 宮城清政君 再開します。通告書のとおり順次発言を許します。8 番 花城清文議員。

〔花城清文議員 登壇〕

○8 番 花城清文君 それでは質問しますね。質問は、自分の意見を提言しながらいたします。そこで、執行部の選択しも幅が広がると思いますので、前向きな答弁をお願いしたいと思います。それでは1点目、プロサッカーチームの受け入れについて質問します。私はJリーグの誘致は否定しません。しかし、そのやり方に手法が必要だと思うので質問します。誘致するため芝刈機の購入、人件費等々が平成 25 年以降 3 カ年間の経費を明らかにしてください。(2) 町に対する経済効果はどういうふうに評価しているか。また、町民にとって何が利益になったかお答えください。それから(3) 町民からはお金のかけ過ぎだという意見があります。それに対してどう思うかお答えください。

2 点目です。子ども・子育て支援新制度について伺います。新支援法が平成 24 年に施行され、平成 27 年から本格的にスタートしました。しかし、この新支援法では保育園と幼稚園での受け入れが大きく違います。そこで質問します。(1) 平成 28 年度保育園への申込数と保育園に入所できなかった待機児童は何人いるのか。それに待機児童をゼロにするには何年かかるかお答えください。(2) 新支援法では 0 歳児から 2 歳児の小規模保育をはじめ地域型保育があります。それらの施設に配置される園児は認可園との差はないのか。措置の方法ですね。(3) 平成 28 年度の幼稚園への 4 歳児、5 歳児の申し込みは何人か。また入園できなかった児童はいないかどうか伺います。(4) 新支援法では 3 歳児から 5 歳児まで親が希望すれば幼稚園は受け入れなければなりません。その受け入れに対する計画はあるかお答えください。

3 点目。広報はえばる合冊版の発行について伺います。(1) 広報はえばるには、町の行事や自治会の行事、さらに各種団体の行事等が紹介されています。そのため、字誌を作るとか各種団体の記念誌を編集するとき非常に助かります。そこで伺います。合冊版がどういうふうになっているのかお答えくださいね。広報はえばるは、将来において貴重な資料となります。そこで昭和 61 年 9 月以降も発行しているかどうか伺います。

4 点目にいきます。東新川にこれ位以上墓を造らせないため規制ができないかどうか伺います。東新川では人口を増やし、まちづくりを推進しようとしています。しかし、墓が造られるとまちづくりにブレーキをかけることとなります。(1) 行政懇談会でこれ以上

墓を造らせないため条例を検討すると答弁がありました。検討されたかどうかお答えください。（２）学校や住宅の前に墓が造られるのは良くないと思います。その墓を造らせないため規制して欲しいがどうかお答えください。以上、４点質問をします。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 花城清文議員の教育委員会に関するご質問にお答えいたします。質問事項 1 番、プロサッカーチームの受け入れに関するご質問でございます。（１）プロサッカーチームを誘致するための事業は、平成 26 年度より実施しており、平成 26 年度は備品購入費 453 万 7,000 円、キャンプ受け入れのための委託料等 770 万円、合計 1,223 万 7,000 円、平成 27 年度は備品購入費 1,778 万円、キャンプ受け入れのための委託料等 3,541 万 2,000 円、合計で 5,319 万 2,000 円となります。（２）でございます。前半の経済効果に関するご質問でございます。飲食を軸にした観光事業の企画として実施した名古屋飯フェア等による飲食店への経済効果やグランパス南風原キャンプへの誘客や会場ブースでの出店、グランパスの広報サイドを通じて南風原町の食材を全国へ告知するなどさまざまな場面で消費喚起活動が実施されており、消費拡大効果が発揮されたと認識いたしております。後半の町民にとって何が利益になったかのご質問でございますが、キャンプ期間中には J 1 チーム同士のトレーニングマッチの他、南風原小学校ではグランパス管理栄養士による食育を学べる体育の授業、グランパス応援献立給食の提供、そして同管理栄養士による児童生徒・保護者を対象とした食育講演会が行われました。また、グランパスの久米社長による講演会やグランパス監督、選手、スタッフ、ほぼ全員が参加してのサッカー教室、そしてグランパス選手による福祉施設育成園あさひ寮の訪問など名古屋グランパス選手及び関係者が多くのイベントに参加して町民と触れ合ったことは町民にとりましてプラスになったものと考えております。また、南星中学校野球部 OB 大会、商工会グランドゴルフ大会、第 6 回町長杯サッカー小学生大会、南風原中同窓会グランドゴルフ大会、南風原中学校野球部 OB 大会など芝生が整備された陸上競技場や野球場で開催されておりました。このようなことも町民にとって大きな利益になったものと考えております。（３）でございますが、グランパスキャンプの受け入れに際しグランパススタジアムでの南風原デーの開催、そして黄金森公園陸上競技場等の備品整備等を行う黄金森公園スポーツ施設活性化事業の規模や事業費については適正だと考えております。

質問事項 2 の子ども・子育て支援制度に関するご質問にお答えいたします。（３）でご

ございます。平成 28 年度の町立幼稚園の申込状況は、4 歳児 180 人、5 歳児 375 人となっています。そのうち辞退者も出ましたので、現時点で 4 歳児 123 人、5 歳児 359 人の入園は決定していますが、全員を受け入れる予定でございます。（４）のご質問でございます。新制度実施に伴い、公立幼稚園も対象施設となりましたが、市町村に 3 年保育を実施する義務が生じたものではありません。しかし、3 歳児の教育ニーズがある場合は、市町村がその確保策を定めていくことが必要となっております。現在、開邦幼稚園をはじめ私立幼稚園が教育を希望する 3 歳児の受け入れをしている状況にあります。町立幼稚園での 3 歳児保育については、南風原町子ども・子育て支援事業計画にありますように、平成 28 年度の 4 歳児の就園状況を見て平成 29 年度の計画見直しの際に検討してまいります。以上でございます。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項 2 点目の子ども・子育て支援新制度について問う（１）にお答えします。平成 28 年度における保育園の申込者数は 1,871 人で、入所できない児童数は 259 人となっています。町では平成 29 年度中に待機児童を解消するため、3 月 15 日に開催した町子ども子育て会議で新規保育園増などを含む計画の見直しを行ったところであり、今後その計画に沿って待機児童ゼロを目指し取り組んでまいります。（２）についてです。小規模保育などの地域型保育と認可保育園は、保護者から同様な手続きで申し込みいただき、町において世帯ごとの点数により上位から入所決定をしており、その時点において違いはありません。ただ、保育料においては、地域型保育の場合、各園で徴収を行っております。

質問事項 3 点目の広報はえばる合冊版の発行についてお答えします。これまで合冊版については、広報誌 300 号（平成 15 年 5 月まで）までは作成され、その後においては平成 15 年 1 月からホームページ掲載が開始されたことで発行はしておりません。それに代わり現在は、毎月発行している広報誌を 50 号発刊ごとに 20 冊ファイリングし議会事務局や中央公民館の図書室及び各小中学校等に配布していますので、当初のような合冊版について作成予定はありません。

質問事項 4 点目の東新川にこれ以上墓を造らせないため規制できないか（１）についてお答えします。町では平成 22 年に南風原町墓地基本計画を策定しております。計画策定にあたり検討部会、策定委員会を設置して、その委員会のなかで条例を検討する際に顧問弁

護士の見解として公営墓地等で規制・誘導することができれば条例での墓地禁止区域等の設定として可能性はあるが、公営墓地が設置されていない現時点においては個人の所有権に規制をかけることは非常に困難であるという見解があったということで、条例ではなく、現在は規則で制定して墓の指導を行っております。（２）についてです。南風原町墓地等の経営許可等に関する規則において、墓地等の経営自体はまず１点目が地方公共団体であること、２点目が宗教法人であること、３点目に公益社団法人及び公益財団法人ということになっています。墓地等の経営主体が墓地等を設置する際には規則に則り指導をしております。また、個人墓につきましても、土地の状況、公衆衛生上及び公共の福祉の観点から判断し指導をしております。以上であります。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前 11 時 50 分）

再開（午後 1 時 00 分）

○議長 宮城清政君 再開します。午前に引き続き、一般質問を行います。それでは、８番 花城清文議員。

○８番 花城清文君 それでは、再質問をします。まず１点目のプロサッカーですが、答弁をいただきました。町で支出したのが３年間で 5,319 万 2,000 円だそうです。そして町の持ち出しが 1,063 万 9,000 円となっているそうです。一括交付金がある間はそれで財源がもつかと思うが、年に約 2,000 万円近くでしょう。それは後年度負担がまた気になると思いますが、それはまた後で質問します。

（２）の評価については、いろいろ人によって違うでしょう。皆さんが言っているようにそれも評価されるでしょう。問題は、町民に対する還元をどういうふうにやろうとしているのか。その方策があったら教えてください。

○議長 宮城清政君 教育総務課長。

○教育総務課長 宮平 暢君 それではお答えします。先ほど教育長からもあったように、整備された陸上競技場、野球場において町民が各種競技において良好な施設、プロが使っ

た良好な施設で各種競技ができるということで、これは非常に大きな利点ではないかと考えております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 それも利点かも知れませんが、サッカー場だったら利用するのが 1 年間に 10 日ぐらいでしょう。あとは陸上競技に使われる。陸上競技だったらそれほど金をかけなくても、だって今まで金をかけなかったのだから十分使用できる。それは皆さんが評価しているということでしたらそれはそれでよろしいですが、私はこのように考えていました。せっかく他県や他市町村からお客さんが来ます。そのお客さんを素通りさせるのではなくて、イオン南風原店に車を置きますとおそらく素通りでしょう。南風原町は素通りかなと私は思います。そのイオン南風原店でやっているバスの送り迎えを、文化センターであるとか J A ファーマーズで送り迎えするとしたら、そこでは町民との触れ合いができます。それから、町内で生産した農作物であるとかいろんなものが即売できます。しかも南風原町は陸軍病院壕があった町ですので、当然、平和の町として他市町村あるいは他県から来た皆さんに対して紹介ができます。そういった面からすると、イオン南風原店からの車迎えではなくて、文化センターであるとか J A ファーマーズへその送り迎えを移動したらより町民のための成果が得られると思うがそれについてはどう考えますか。お答えください。

○議長 宮城清政君 教育総務課長。

○教育総務課長 宮平 暢君 現在、イオン南風原店駐車場をメインで使っておりますが、休日には小学校グラウンド、中学校グラウンドを使っています。今回は、文化センター、中央公民館においては 6 日、7 日と公民館まつりがありました。そういったことから行事が重なって利用ができなかったこともありますので、またその施設ごとにその利用者があります。イオン南風原店はかなり台数が停められることからそこを借用していますので、今後も引き続きイオン南風原店を活用しながら事業を進めていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 どうも意見の食い違いがありましたけれども、イオン南風原店は普段でも駐車場が満杯です。私もよく行きますが、決して駐車場が広いから車が停められるということではないです。選挙の時もそうでした。かなり混んでいて逆にお客さんが停められないという苦情も聞いています。だから、イオン南風原店よりは今言ったように文化センターの敷地内には観光土産品があるわけでしょう。それから、J A ファーマーズへ行ったら農家の皆さんが生産したいろんな物が展示即売できます。そういったことからすると、町は税金を使うのではなくて、いかに町を宣伝し町民の利益につながる必要があるとそれはやはり考えるべきではないかと私は思います。イオンがどうこうと言いますが、私は南風原店が有利だとは思いません。町民にとっては今言った所がかなり良いと思います。そのことよっての評価も大きいと思います。少し考えてください。どうでしょうか、もう一度答えてください。

○議長 宮城清政君 教育総務課長。

○教育総務課長 宮平 暢君 お答えいたします。文化センター公民館、また、ファーマーズくがに市場にはそこのお客さんもいます。台数的にもイオン南風原店とかなり違うことから、各施設に今後確認していきますが、その最大限のスペースがイオン南風原店は大きいということがあります。それぞれのお客さん、その施設に来るお客さんにご迷惑をかけないように連携してけるか調整してまいりたいと思います。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 そういうふうにやって欲しい。調査をして、ファーマーズは逆にかなりの台数が普段は空いている。そういった面では逆に町民の近い所からやったほうが町民にとっても利益になると思うので、そういった面でも検討してください。ありがとうございます。

それでは、3 点目にいきます。私も何名からか聞きました。税金のかけ過ぎではないかとありました。そこで伺いますが、費用対効果を検証されたことがあると思うが、それはどうでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育総務課長。

○教育総務課長 宮平 暢君 お答えします。先ほども述べたとおり、グランパスが来た 10 日間の利用ではなく、その後、南風原町の少年サッカー、4 小学校のサッカーチーム、両中学校のサッカーチーム、また各種陸上競技の方々が芝生を通してアップをするとか、以前だとできなかったが裸足でアップをすることができるとか、また陸上競技場のみならず野球場も芝生が整備されております。そのなかで野球をする両中学校の子どもたち、一般の方々が良好な施設でスポーツをすることができることとなっておりますので、大変費用対効果が高いと認識しております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 皆さんの考え方と若干違いますが、やはり費用対効果は検証すべきだと思う。本当にそれだけの経費がかかっていいのか。結局、町民の税金も入っているわけでしょう。そういった面で常に費用対効果が大事だろうと思います。

そこで、他市町村にサッカーを誘致している所があります。なでしこも今回、沖縄県でありました。他市町村の費用の調査というのか、どういうふうに行っているのかも調査が必要だと思うが、その調査をする考えがあるかお聞かせください。

○議長 宮城清政君 教育総務課長。

○教育総務課長 宮平 暢君 今後も黄金森スポーツ施設を活用したスポーツ活性化事業を展開していくことから、各市町村がどのように行っているのかの情報など調査はやってまいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 いつも費用対効果が大事だと思うので、そういった面の調査は行政

認識のなかにおいて非常に大事だと思います。そのようにやってください。

それでは次に、子どもの支援体制に関して①ですが、保育園の申し込みが 1,871 名、それから 259 名が待機児童ということで先ほど回答がありました。今、町が最新で作ろうとしている保育園が 60 名定員ですか、そうすると 4 園、ないしは途中で増えるでしょうから、あと 5 カ所保育園を作らなければいけない人数だと思います。その待機児童を今後、どういうふうに認可園を増やしどういった計画で待機児童をゼロにしようとしているのか教えてください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。待機児童の解消に向けては、今年 15 日に子ども・子育て支援会議を開催しまして、これまでの本町の計画見直しを行っております。その計画の見直しによって、平成 28 年度、平成 29 年度の 2 カ年で施設整備を図り、640 人の入所者数の増を見込んでの施設整備をする事業計画変更を行っております。以上です。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 640 人の見込みを持っているということではありますが、現在の段階での計画なのかな。将来も南風原はかなり人口が増えていくと思う。そういった見込みをした計算なのかどうか教えてください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 町の 0 歳児から 5 歳児の子どもの数の増を見込んで、それから保育園入所の見込みとそういうものを計算してこの計画を策定しております。以上です。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 計画年も持っていますか。何年までに 640 名を解消していくと、保育園を何年までに整備をして解消してくという計画年を持っていたら教えてください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず平成 28 年度中で 316 人の増、そして平成 29 年度で 324 人増、2 カ年間で 640 人の受け入れができるようなかたちで整備をする計画でございます。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 ありがとうございます。その計画は非常に大事であります。ぜひ実現して欲しい。ところで、皆さんの話を聞くと 3 園新しく認可園を作るという計画があったように思いますが、その 3 園というのが平成 28 年度でやるのか、平成 29 年度までまたがるのかもう少し詳しくどういうふうに整備するのか教えてください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 3 園とも平成 28 年度中から取り組んでまいります。1 園については、当初予算で施設整備等計上してございます。残り 2 園については、できるだけ早い時期に補正での計上となりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 ありがとうございます。町の待機児童解消について、皆さんが一生涯懸命がんばっていることを評価します。大事なのは認可園を設置しようとする人との協議が非常に大事です。設計の時間がかかるでしょう。造成工事に時間がかかるでしょう。早めにその協議をやらなければ遅れます。そういった面での手続き関係は、どういうふうに今考えているのか教えてください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議員おっしゃいますように、われわれもできるだけ早い時期から取り組んで、できるだけ早く開園に結び付けたいと考えております。先ほど申し上げました本町の計画も、15 日の子育て支援会議で計画変更を認めていただきました。こういうかたちで次は県の計画に本町の計画を乗せてもらうという、計画を認めてもらうかたちになって、それから順を追って県の計画、それから事業認定というふうにつながっていきますのですべて前倒しでできるだけ早く取り組んでいけるように進めてまいりたいと思います。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 ぜひそうして欲しい。先に言ったように設計もあるし建築確認許可をもらうにも時間がかかるわけでしょう。そういう手続きが遅れば遅れるほど待機児童解消の課題が大きくなってきます。そういった面で前向きにということのか取組が非常に大事です。

それから、まず回答で保育料は認可園で徴収するということがありました。小規模はその小規模保育でやるわけでしょう。けれども他の認可園については町が納付通知を出し徴収しているはずですが。なんで認可園がそうならないといけないのか。どうですか。それを教えてください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 小規模保育事業の保育料については、制度でその小規模保育事業の事業者が保育料を徴収するということになっておりますので、本町においてもその制度のとおりとなっております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 制度でそうなっているということですから、これはもうしようがないかと思います。ただし、今、新聞で紹介されているのが、沖縄県内で保育士の資格者が絶対数足りないこと。幼稚園教諭も然りです。その認可園に対して職員の配置と言うのか、資格を持った職員を採用しなければならないという条件があるのかどうか。そして、実際どうなっているのか。無資格者も採用されてやっているのか、どうでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 新しい制度になりまして、この地域型保育事業というのが町の認可事業というかたちでスタートしております。この小規模保育事業においても A 型、B 型、C 型と 3 種類あります。それから、家庭的保育事業、そして事業所内保育事業とありまして、それぞれ職員の資格が決められております。本町が認可しました小規模保育事業は、B 型の施設でございます、この場合は 2 分の 1 以上が保育士の有資格者でなければいけない基準がございますのでもちろんそういう基準に則って審査してはじめて認可となります。それぞれの保育者の類型、形状によって職員の資格が決められておりますので、そういう基準に従って町も認可していくとなっております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 ではその基準はクリアしているわけですね。もう 1 つ、その小規模保育園というのが 0 歳児から 2 歳児までしか保育できませんね。3 歳児になると別の園に移らなければなりません。そのとき、どうしますか。小規模保育園に入った園児が 3 歳になったときの受け入れはどういうふうに考えているか教えてください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 小規模保育事業につきましては、施設を開設するにあたって 3 歳児以降の保育園児が今後どういうふうになるか、そのためにも保育園等と連携しなけれ

ばいけない部分がございます。本町の場合もこの町内の認可保育園の園長会等で全園に対して、この町が認可する小規模保育の事業者と連携施設になっていただくよう協力依頼をして、しっかり連携施設を確保していくということにしております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 それは 3 歳児になったら行くところがないでは困りますね。そういったことがないようにしっかりと受け皿を確保していきましょう。お願いしまして次にいきます。

3 番目です。4 歳児が申し込み状況 180 人、5 歳児が 375 人ということで先ほど回答がありました。では、5 歳児において平成 27 年度の就園率で言いますと 65 パーセント、70 パーセントぐらいですか。

そうすると、4 歳児の就園率はかなり下がるだろうと思いますが、何パーセントですか。対象児に対しての就園率を教えてください。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 再質問にお答えします。ただいま、4 歳児の就園率ということでございました。最初に答弁がありましたように、4 歳児が 180 名の申し込みでございます。それについて現時点で 123 名ということですので、それを単純に割りますと 68 パーセントという数字が就園率になるものと考えております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 幼稚園も残念ながら毎年増えませんね。横ばいか逆に減少でしょう。そこらへん何か工夫が必要だと思う。ところで、先に申し上げましたように、幼稚園も沖縄県は資格者がかなり不足をしています。私の質問に対して皆さんからは、クラス担当は正規職員を配置すると答弁をいただいています。今現在での正規職員について、クラスが増えた現在ではその正規職員の充足と言いますかそれはどうなっていますか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 クラス担当職員が正規職員かということですよ。4 歳児につきましては、新しい年度での職員採用をいたしましたので、正職員を充てる予定をしています。そして 5 歳児につきましては、現在のクラスと正職員の割合で、2 クラスが非常勤職員を充てる予定をしております。これについては、今回 4 歳児の職員を採用しましたので、随時対応してまいりたいと考えています。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 よく言われます、これからは質が非常に重要であるということであり、教育の質を高めるには、やはり資格者のきちんとした教育が必要であろうと思います。そういった面で 5 歳児が 2 クラス 2 名ですか、そのへんはしっかり、今でも就園率がだいぶ増えたとし、逆に低くなるかも知れない。そういった面で環境を良くしていくことが一番大事です。そういった面でお願いしておきますね。2 名のクラス担任は臨時を充てるということですから、そこはしっかりと次年度採用し、幼稚園教育を高めてください。これをお願いしておきます。

それから、幼稚園教諭の資格者も少ないということですから、今の小学校校区を取り除いてどこにでも行けるよう、それは保育園も然りです。義務教育ではないということでもありますので、義務でなかったら、親が希望すれば逆に幼稚園もどこにでも行けるような、校区を外して 4 歳、5 歳児の園児を多く受け入れる方法を考えてはどうでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 ただいまのご質問の幼稚園の校区を外して希望する所にどうですかということですが、現在のところその小学校に行ける校区で幼稚園も入園をさせて小学校に上がっていくというようなことを基本に持っています。そういうことで今のところは自由に選択するということまでは考えておりません。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 今でも 3 分の 1 ですよね。保育園から来るとか他の幼稚園から来るとかという状況だと思うので、別に取っ払っても構わないのではないかと思います。この際、いろんな検討が必要だと思いますので、いずれにしても校区の問題含めて、今年から園児たちも増えていくわけでしょう。それも含めて検討して欲しいと思います。

もう 1 つ伺います。今、職員が非常に苦勞している状態です。延長保育をする園、それから土曜預かりをする園、通常の保育をする園、それぞれに分けてみてはどうかと思いますがどうでしょう。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 質問がございました延長保育、土曜保育、通常の保育に園を分けてというようなことですが、今のところそういう考えは内部でも起こっておりません。基本どおり午前の保育をして、延長保育をする。そして、各園において土曜日の預かり保育を行っていくという基本のパターンで 4 園とも行っていくように今後も考えていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 職員を探すということですから、それも含めてご検討が必要かと思うので、まずそれは検討してみてください。

それから、新支援法では 3 歳児から幼稚園もやらなければいけない。皆さんの回答では義務が生じるものではないとのことですが、その義務とは何なのか。新支援法では、町長の責任はどのようなのですか。やらないでいいのか。保育園も然り。新支援法で定められた町長の責任はどうですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 新支援法の 3 歳児の取り扱いについてご質問だと思います。先ほど民生部長からもありましたように、幼稚園で確実に 3 歳児を預かるというようなことではございません。その 3 歳児に対しては、幼稚園に施設がなければ他の園に受け入れ調整をしていく、新法での 3 歳児保育の取り扱いについてはそのように考えております。町で 3 歳児の行き場と言いますか、そういったことについては総体的な観点で受け入れる園を調整して、3 歳児の保育は欠けないようにというような取り扱いをなさいたいというかたちになっていると考えております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 それでは次に移ります。皆さんが発行した平成 27 年 3 月の南風原町子ども・子育て支援事業によると、0 歳児から 5 歳児まで 3,477 名います。これだけの対象児童を保育園か幼稚園かどちらかで支援していかなければなりません。そこで提案しますが、今子どもの困窮問題、あるいは学校が終わってからの居場所づくりの問題があります。そこで自治会の公民館と切り離れた認定こども園というのかな、それを作ってはどうか。そこで今言ったような特に 3 歳児はおむつをしている子もまだいるとのことですから、それを幼稚園で教育することはまず無理でしょう。子どもの貧困問題、給食の問題、それから職員の経験の問題、そういったものからすると各自治会に認定こども園を作って、0 歳から 5 歳児までできるのだから、3 歳児も含めてできるのですから、そういったものも考えてみてはどうでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。認定こども園につきましては、先ほども申し上げました 3 月の子ども・子育て支援会議においてその南風原町子ども・子育て支援事業計画変更のなかで平成 28 年度から認定こども園に関し調査検討していくと計画に盛り込んでおります。各自治会にということは厳しいと思いますが、本町が取り組むべき認定こども園についての調査検討を平成 28 年度からさっそく始めてまいります。以上でございます。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 先に申しましたように、3,477 名の対象者がいます。それぞれ受け入れていかないと、支援していかないとなりませんので、そういった面で非常に大事な施設づくりになると思います。その調査検討をぜひお願いしたいと思います。いずれにしても支援法が民生部、教育委員会、お互いに情報の共有をしていかなければその事業の取組はできません。そういった面で今後とも情報をしっかり共有し子どもたちのためにがんばってください。お願いしておきます。

あとは広報誌の問題ですね。皆さんが発行したものがあります。それが本当に助かります。これによって老人クラブがどうであった、女性会がどうだったというのがあります。発行のために検討して欲しい。これはお願いしておきます。

それから、最後の東新川の問題ですね。朝起きたら目の前に墓があったということでは、墓が

先に見えるというのは決して気持ち良くない。そういった面で、墓を造らせない規制の方法を考えてください。墓を造らさないようなまちづくり。人口ビジョンもそうでしょう。町はこれから人口を増やそうということですから、墓が増えたら人口は増えません。そういった面で非常に大事なことなので検討してください。墓を造らせない方法を考えてください。以上お願いし、質問を終わります。

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午後 1 時 40 分）

再開（午後 1 時 50 分）

○議長 宮城清政君 再開します。通告書のとおり順次発言を許します。7 番 浦崎みゆき議員。

〔浦崎みゆき議員 登壇〕

○7 番 浦崎みゆきさん それでは、通告にしたがいまして質問いたします。まず 1 点目、子育て政策の充実について。（1）昨年 3 月作成の子ども・子育て支援事業計画は 1 年が経過したが、本町の下記の変化について問う。①各年度における新規の確保方策、子ども・子育て支援事業計画 53 ページに沿ってお答えをお願いいたします。②待機児童数はどれぐらいか。③現状と課題はどのように捉えているかをお願いいたします。（2）さまざまな子育てニーズに対応するには、情報の提供が求められます。そのようななか、東京都世田谷区ではスマートフォンを活用した世田谷子育て応援アプリの提供を行っている。本町にも取り入れることができないか。（3）さまざまな機関が個々に行っている妊娠期から子育て期の支援について、ワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の設置の見解はどうかお伺いいたします。

それから 2 点目、子どもの貧困対策について。（1）沖縄県は 30 億円の県子どもの貧困対策推進基金を創設し、用途は市町村の貧困対策を中心に活用するとしている。本町はこの基金をどのように活用する予定か。（2）本町の子どもの貧困に対する総合的対策を推進する意味から、行政内部の統括組織の必要があると考えるが見解を問う。

3 点目、防災減災対策について。（1）地域自主防災組織の設立が町長の施政方針に掲げられている。どのような設立を計画しているか。（2）要援護者名簿の活用と現状の課題を問う。以上、よろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項 1 点目の子育て政策の充実について（1）にお答えします。本町では、昨年 3 月に策定した子ども・子育て支援事業計画に沿って事業を進めておりますが、平成 28 年度の保育園入所申し込みに対して待機児童が 259 名となっています。その増加の主な要因は、0 歳から 5 歳までの人口の伸びが予想を上回ったことなどが挙げられます。そこで人口の伸びを再調査し、必要な保育園整備等の数を取りまとめ、3 月 15 日に開催した町子ども・子育て支援会議にて説明し、平成 29 年度中における待機児童解消に向けて保育園整備等の計画変更を行ったところであります。（2）についてお答えします。ご質問の世田谷子育て応援アプリを確認しました。妊娠期から小学校就学前の子育て家庭が子育て支援情報を手軽に取得できることで不安感の軽減、孤立化の予防、施設事業の利用促進につながることを期待できると思われまます。本町でこのようなアプリを活用した子育て支援についても導入を検討してまいります。（3）についてです。町では子育て

施策につきまして、こども課と保健福祉課にさらに福祉課、さらに町社協で連携を取って進めております。さらに町社協とは日ごろの連携以外にも年 4 回は定例の会議を設定し、民生部全体で課題を共有しています。平成 28 年度から取組を進める若年出産家庭の訪問事業も課題共有から整えた施策であります。これからもこの体制を維持強化し、妊娠期から子育て期の包括的な子育て支援について取り組んでまいります。

質問事項 2 点目の子どもの貧困対策について（1）にお答えします。本町では平成 28 年度から内閣府の予算を活用して子どもの貧困対策に取り組みますが、併せて県には 30 億円の基金を活用して生活困窮世帯の放課後事業の居場所確保策として学童クラブ保育料の補助を要請しているところです。町では平成 27 年度から同様の補助を実施しており、県の制度が整えば生活困窮世帯の子どもたちが学童クラブへ通うことが可能となり、貧困対策につながると考えています。（2）についてお答えします。今回の子ども貧困対策については、民生部と教育委員会で情報共有化を図り、現在行っている事業と連携し取組を強化する方向で整えております。さらに町社協や関係機関にも事業内容について事前説明をし、全体的に連携しながら進めていくことを確認しておりますので、まずはこの体制で取り組んでまいります。

質問事項 3 点目の防災減災対策について（1）にお答えします。自主防災組織は、地域の皆さんが自主的に組織するものだと考えています。町としてはその必要性を周知し、組織設立を促進してまいります。そのためには地域や団体の勉強会や出前講座、その他の協力依頼があれば積極的に協力し、早期に組織結成に向けて取り組んでまいります。（2）についてお答えします。災害時要援護者対応名簿については、平成 27 年度 6 月に町社協と町民生委員連合会へ平時の見守り及び災害に備えた地域の協力体制を目的に名簿を貸与しています。今後は町地域防災計画に基づき、災害時要援護者避難支援計画を策定し、そのなかで要援護者避難支援台帳の策定を位置付け準備をしていきたいと考えております。課題としましては、要援護者避難支援台帳の作成にあたり、要援護者本人と支援者の同意が必要であることから、対象者が多いために法律的かつ迅速な情報収集が難しくその対応について検討していく必要があると考えております。以上であります。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 答弁、ありがとうございました。それでは順を追って再質問をしてみたいと思います。まず①ですけれども、皆さんは事業の前倒しなど行って計画

を進めている点はすごく高く評価して、エールを送っていきたいと思います。私が聞いたかったのは、具体的に 53 ページに示されている各年度、平成 27 年度、平成 28 年度、平成 29 年度とあるわけですが、特段平成 28 年度の予定に関してはかなり大幅な見直し等あって、その内容を詳しく知りたいと思っておりますのでお願いいたします。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 町が策定しました計画で、前倒しして平成 27 年度で整えたものは、まずよなは保育園が 1 園ございまして、そこで 60 名です。さんご保育園が 30 名で 1 カ所増になっていまして、サマリヤ人も去年の 4 月から 19 名で進んでおります。この 3 つが平成 27 年度で整備を整えたものになります。併せて計画変更したのもよろしいでしょうか。平成 28 年、平成 29 年でトータル 640 人なのですが、まずは平成 28 年から申し上げますと保育園の改修、マイフレンズ保育園 1 カ所、これが 30 人増ですね。小規模保育は平成 28 年度で 4 カ所。これでトータル 76 人増になります。もう 1 つは、保育園の分園等によって 1 カ所 30 人増。保育園施設の整備で当初 1 カ所を予定していたものを 2 人プラスして 3 人で 60 人の 3 カ所で 180 人。平成 28 年度をトータルしますと 316 人増になります。平成 29 年度は、保育園の分園等を 3 カ所、ここで 90 人を予定しています。認可保育園の定員増で 1 カ所 30 人。認可外の認可化ということで 41 人。さらに既存の認可保育園の定員見直しで 163 人。トータルで 324 人。平成 28 年、平成 29 年を合計して 640 人の増になるということです。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。先ほど清文議員からも質問がありましたけれども、子ども子育て会議に計画の変更提案を行って、結果としてみとめられたということですよね。その 1 園はいいとしまして残りの追加 2 園に関しまして、平成 28 年度から計画をして補正に上げるとのことでしたけれども、これは県との話し合いもあるわけですから、平成 29 年度開園ということで認識してよろしいですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 追加した 2 園についても平成 29 年度中には開園できるように取り組んでまいります。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 平成 29 年度中ということですが、平成 29 年 4 月からということでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 4 月 1 日開園に向けて取り組んでいきますが、県との調整もございます。われわれはできるだけ早い時期に事業開始をしていきたいということで県とも調整しておりますので、ただし新たな建設等になりますので 4 月 1 日に間に合わない場合もございます。現時点では平成 29 年度中には必ず整備、開園できるということでございます。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 微妙なご回答なのですが、その開園にあたってはさまざまな、保護者の方、園に携わっていく方々、その土地利用の方とかいろいろ関連がありますよね。そういったことで、はっきり言えないところも確かに分かりますけれども、その経過状況について、この残りの 2 園につきましては情報の提供はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 2 園についても随時情報交換をしながら、当然、建設に向けて

町もしっかりバックアップしてまいりますので、それは最初の 1 園と同じで町は支援していきます。この 1 園を決定するにあたって、町は認可保育設置者の公募をしまして 3 園から応募がございました。当初の計画では 1 園でしたのでその 1 園に決定しました。しかし、これまで説明したとおり待機児童の数が多いということでこの 2 園についても追加で決定した経緯がございます。その決定する過程におきましては、きちんとこの応募された 3 園とも応募のための法人の設置などいろいろな設計の概略図や資料すべて整えて提出していただいております。そういった書類の審査等はほぼ済んでいる状況で、今後は財政的部分で、実施計画設計に移っていくような状況になっていきますので、そのあたりはしっかりと町は一緒になって取り組んでまいります。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 昨日の新聞に浦添市において小規模保育園の認可見送りということで、現場は本当に混乱を期していると報道がありました。そういうことを見たときに、今後本町においても認可外から小規模にとかそういった移行をするとき、事業所に関しましてもしっかりと説明を、なにせ初めてのことでですのでしっかりと説明をしていただきたいし、この移行時において行政が寄り添って一つ一つ丁寧に進めていっていただきたいと思いますが、その点について見解をお伺いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 小規模保育事業者についても同じようにしっかりと町は支援して、安心して開設できるよう取り組んでまいります。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん それでは、先ほども触れました南風原町の子ども・子育て会議の位置付けはどのようになっていますでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 新たにスタートしました子ども・子育て支援制度のなかで位置付けられている、市町村が設置しなければいけない会議でございます。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん それは分かっているのですけれども、例えばお話があった 3 月 15 日に報告したということで、計画変さらについてはすべてこの子ども・子育て会議に諮って承認を得るということで認識してよろしいのでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 この南風原町の子ども・子育て支援事業計画の変さらについては、すべてこの会議に諮ることとなっています。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。それでは、重要な位置にある会議でありますので、今現在、町のホームページでこの子育て会議の会議録の公開はどのようになっているのか。そして、私は探しきれなかったのですが、それは今後、町の子ども・子育てに関する取組を示す意味合いからもホームページで公開していただきたいと思っておりますのでその件についてお伺いします

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 3 月 15 日の会議の議事録はまだ作成中ございまして、今週

の金曜日に答申ですので、これを終えてホームページには全部掲載しようと思っています。
よろしくをお願いします。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん その掲載の仕方ですけれども、第 1 回からの内容でしょうか。
それとも今回のこの 3 月 15 日のみの掲載になるのか確認をしておきます。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 平成 26 年度に関しましては、すべてホームページに載っておりますので、今回は平成 27 年度の 1 回目を掲載することになります。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 分かりました。ありがとうございます。私が前年度のものは見落としをしていたということで。

では、次の待機児童についてお伺いたします。3 月 8 日時点で 259 人の数字ということなのですが、受付け時点で、まだ始まっていませんからこの 259 人の数字に関して今後どのような流れになっていくのか、または諸事情で変わっていくのか、どのように分析されていますでしょうか。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 この 259 人ですけれども、ここには 5 歳児も入っています。これまでの流れでいきますとこの 5 歳児は幼稚園に入園しますので、最終的には 4 月 1 日で若干動いてきます。5 歳児が 28 名ですので、このあたりは動いてくる数字になります。あとまた 0 歳児も保育士の確保ができ次第追加で入ってきますので、そのあたりで変動が

出てきます。4 月 1 日で大きく動いてくると思います。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。昨年に比べて 87 人増えているということでしたけれども、来年度の待機児童見込み数というのは出せるのでしょうか。もし出せればお願いいたします。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 今回の子ども・子育て支援会議で試算しまして、今年、いわゆる入所申し込みをする今の時期の数字で捉えて 1 年後、2 年後を計算してあります。量の見込みが今回 1,948 人で抑えておりまして、それに人口の伸びを入れまして、平成 29 年 3 月には 2,001 人になるだろうと、そして平成 30 年 3 月には 2,057 人になるだろうという数字で今回の対応策を考えました。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん すごい数ですね。ということは、平成 28 年、平成 29 年を併せて 640 名受け入れるということは、待機児童数は減っていかないということでしょうか。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 現在の弾力で運用している部分もありまして、整備数は先ほど言いましたように平成 28 年度では 316 人増えてまいりますので少しずつ差は縮まってきます。本当に解決するのが平成 29 年度になるという計画でございます。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 人口減少において南風原町はどんどん増えていくというのは本当に嬉しい悲鳴と言いますかそうでありますけれども、それだけ南風原町に期待をして来る住民がたくさんいるということで担当部署におきましては本当に大変な対策をいろいろと迫られてくることだと思いますが、皆さんで努力をしていただいて、ぜひがんばっていただきたいと思います。文字通り新しい制度でありますから、運用過程においていろいろな問題が出てくると思います。それはそのときに、担当者、当事者、保護者の方の声をぜひ行政が当事者意識を持って、子育てするなら南風原町へという声が聞こえてくるようなまちづくりをしていただきたいと申し上げてこの質問は終わります。

次に、(2) のアプリですけれども、世田谷の情報で大変素晴らしい内容だということので今後導入を検討していくとのごことでございますが、具体的にはこれからいろいろ調査をしていくということなのでしょうか。ある程度こういう感じでやっていくというのがもし見えていればお願いいたします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。この世田谷区の実践のご提言、誠にありがとうございます。町としましてもスマートフォンは若い世代に浸透しておりますので、このスマホを使っての情報提供はすごく有効な手段であると認識しております。この世田谷区以外にも他の市においてもいくつか事例がございます。妊娠期から子育て期、すべてのライフステージで予防接種の情報や健診の情報を配信しており、いろいろな悩みごとの相談、そういったアプリがいくつかございますので、しっかりわれわれも導入していきたい。ただ、これにはやはり財源的部分がございまして、可能であれば一括交付金をまず視野に考えていきたいということで財源的部分はこれからでございますが、導入に向けてはしっかり取り組んでいきたいという状況でございます。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 大変心強い答弁、ありがとうございます。若い世代にとっては、

町もいろんな施策を展開していますけれども、なかなかそこまで行く時間がないとか外に出る機会がないとかさまざまな事情があります。自分が必要とする情報がすぐに得られるというのは、子育て世代にとっては安心して、またそれがいつでも利用できる状況にありますのでぜひ早めの、それから財政面もお願いしておきたいと思います。

それでは、3 番目の子育て総合包括支援センターの件ですけれども、まち・ひと・しごと創生基本方針のなかにも整備を図ると位置付けられておりまして、センターとしては妊娠期、出産直後、子育て期、この 3 つのステージを通じて関係機関が連携して支援を実施していくものということです。社協ともよく連携をしてやっていくとのことで、社協に関しては委託事業で若年出産家庭の訪問事業ということになっているわけですが、この考え方の先進地としては埼玉県の和光市という所で、地域包括ケアシステムが今現在模範になっています。この地域包括において介護保健を利用するわけですが、高齢者が認定を受けますよね、そのあとこの方は介護の支援だけでいいとか、また介護と医療の支援が必要だとか、介護と医療と住まいの支援が必要、例えば他に虐待とか認知症に係る支援が必要ということで、この人に関していろんなチームを組んでやっている、1 人の支援解決のためにやっているチームが包括ケアでございます。この考え方をうけて、妊娠して母子手帳をもらいに来た時点からこの人 1 人に焦点を当てた施策がこの子育て世代の包括センターなのですね。このセンター自体を作りなさいというのが目的ではなくて、こういった体制づくりをしてくださいというのが国の指針でもありますので、答弁では社協と民生部、保健福祉課ということで連携を取っていくわけですが、まず例えば委託事業で社協に投げていますが今現在のシステムはどのようになっているのでしょうか。今は子育て世代包括支援にはなっていないと思うのですが、そのへんに持っていけないのかどうかお伺いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えいたします。最初の答弁で社協との連携等としましたのは、これから連携をしてやるということではございません。本町は連携してすでに取り組んでいるということです。この子育て世代包括支援センターについて今の状況はということでございますが、まずこの子育て世代包括支援センターとなり得るべく 3 要件がありまして、妊娠期から子育て期にわたるまでの専門的な知見、それから当事者目線で必要な情報を共有して切れ目なく支援していくという 1 点目と、それから 2 点目はワンストップ相

談窓口で妊産婦、子育て家庭の個別のニーズを把握して情報提供、相談支援、そして必要なサービスにつなげていくというような部分、それから 3 点目で他の子育て支援、地域のいろいろな子育て支援サービスとのネットワークを構築して活用してつなげていくことが要件として満たすようにとございます。先ほど議員からございました、こういったなかでどのようにやっていくかという部分で妊娠期、出産直後、子育て期、この 3 つのライフステージのなかでこれこれこういう部分をと細かくございます。例えば妊娠期でしたら 4 つの事例が挙げられていまして、妊娠届出の機会から面談を行って、すべての妊産婦の状況を把握していくとありますが、本町はすでに実際やっております。本町が今現在やっていることは、ほぼこの子育て世代包括支援センターの要件を満たしている状況にはなっております。新年度から、こども課には子育て支援員も配置します。そこではさらに子育て支援についてのコーディネートもしながら、母子保健の部分に関してはちむぐく館の保健師や保健事業を行う部署で母子手帳からのそういったつながりがありますし、こども課ではそれ以外の子育て支援、それから社協ではファミリーサポートセンターなど事業をやっています。すべて南風原町は連携が取れておりまして、そういった部分では子育て世代の包括支援センター的な役割はすでにほぼ出来上がっている状況で、連携についても本町は取れておりますので、今後ともしっかりこの連携を密にしてさらに発展させていきながら、本町の子育て支援を充実させていきたいと思っております。

それから先ほど議員からご提言がありましたアプリですが、情報の提供などという部分では相当有効になると思っておりますので、そういったものも含めながら今後も子育て支援の充実に取り組んでいきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん それでは確認をしますけれども、本町における例えば妊娠期、出産直後、また 1 歳児とかその子育てのステージに合わせてすべて相談できるような体制は整っているということですのでよろしいわけですか。では、家庭においていろいろ困り事が出てきますね。例えば簡単な話で、冠婚葬祭に行きたいのだけれども子どもがとか、どういうふうにしようというそのあたりの細かい相談事も実際ありますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 細かい相談内容のデータは持っていませんが、そういったことに関してはファミリーサポートセンターが役割を担います。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 私が確認をしたいのは、介護における包括支援センターだと、そこにはケアマネジャーがいてその方が困っていることはありませんかとか、今こういう状況ですけれどもどうですかとか、ケアマネジャーが相談役となって今の状況を確認するわけですが、部長がおっしゃったファミリーサポートセンターなどあることを本人たちが分かるのか、またはそういうことが相談しやすい体制なのか。この体制づくりがどうなのかです。システムとしては出来上がっているけれども、当事者になった場合、本当に安心して相談できているのかというところが疑問なので、その点についてはどうでしょうか。

○議長 宮城清政君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子君 質問にお答えします。今、妊娠した場合の母子保健手帳の交付のときに、ほとんど全妊婦と面談をしております。その時点でもし母親から気になることがあれば相談を受けますし、継続して支援が必要な場合は保健師、栄養士が継続支援していきます。その後、生まれたら新生児訪問ということで助産師が第 1 子はほとんどで、第 2 子以降は希望者を訪問しております。あと 4 カ月になりましたら、乳児健診、7 カ月は 7 カ月児相談、10 カ月は 10 カ月の乳児健診、1 歳半健診、2 歳児健診、3 歳児健診ということで、健診の場でそのつど何か困っていることはないか相談を受けてきます。先ほど例えば冠婚葬祭に行くときどうしますかという質問もありましたけれども、それも最近では本土からの転入だったり身近に相談する方がいないという方の場合は、健診受診率は 90 パーセントぐらいいっていますのでその健診のときにファミリーサポートセンターの紹介だったり、あとは母親同士交流したいという場合は子育て支援センターを紹介したり、子育てサロンなどを紹介したりしています。各健診受診のときに困り事はないか、問診のなかでも支援する人はいますかということを随時聞いておりまして、そのときに必要な助

言をして情報提供をしております。それ以外には電話相談だったり来所相談だったりを定期に設定しておりますので、それに応じて必要があれば家庭訪問もやっております。そういう流れになっています。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 今の答弁を聞いて安心をしたところでございます。南風原町においてはずでシステムが導入されているということで、先ほど部長もおっしゃったようにアプリが加わればさらに皆さん安心して子育てができる南風原町になるということでありありがとうございました。この質問は終わります。

次に、子どもの貧困対策ですけれども、町としては学童保育の補助を要請しているということで、県から今から何に使いなさいということで下りてくるのでしょうか。私が聞いたのは、市町村独自の案によって精査をしていくと聞いたので流れとしてはどうなのかということなんです。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 県が創設します貧困対策推進基金については、今後これから県が子どもの貧困に関する調査結果を踏まえて施策を検討、それから市町村との意見交換、そして市町村計画等に反映させて実施事業を決定していくということで、これから市町村との意見交換等が出てきます。ただ、答弁がありましたように前に希望として学童の補助をお願いしているところでございます。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 流れは分かりました。そうですね、前もって町が県に対してそういうことでしっかりやって欲しいということで、また町長の思いも伝わりました。ここで、平成 28 年度の予算においてひとり親家庭で現在通っている人を対象にした予算でしたか、通わせたくても通わせきれないひとり親家庭の方もいらっしゃると思いますので、

今要請しているこういう補助が認められたときにはしっかりそのあたり通知してできるものだと思っております。

また、町民の方からの相談があつて、県がやっている無料学習塾がありますね。それはそこに行って学習支援が無料なのですが、子どもたちは友だちが行っている塾に行きたいと言っているのです。ですから、無料だからそこに行けと言うのもあるのですが、やはり友達関係を大事にしますので、何か基金を活用してそのような家庭に対しては例えば学習チケットみたいなものが配布できないかどうか。あとは学校においても実質お金がいくらか出ていくので、実費徴収に係る補足の給付を行うということで、これに関しては子育て事業計画の 72 ページにも今後検討していきますと書かれていましたけれども、そういった声も上がっておりますので、そのあたりの検討もできるのかどうか。そういう町民ニーズに合った基金活用ができないかどうかお伺いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 県はこの 30 億円の基金活用に向けては、例えば子どもの貧困で地域差の大きい市町村を底上げするのも大きな狙いだと言っています。市町村によっても財政的な部分で差があります。それに加えてこれまで学校アンケート等でやった調査をさらにまた掘り下げて分析、あるいは再調査などでニーズ把握なども予定しております。そういったなかから議員がおっしゃっていた部分が必要だと出てくることもあろうかと思えます。個別に関しては、今後の意見交換などでわれわれから発信できるものがあれば発信していきながら、県と調整しながら進めていきたいと思えます。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 各種団体などの意見聴取ができる機会があればぜひ町民ニーズに沿った対策ということでメニューに入れていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、(2)なのですが、これは今でもしっかり連携をして整えているということでもあります。まずはこの体制で取り組んでいくとのことなのですが、具体的に現状把握や早急に取り組まなければいけない施策を展開するには直接的にかかわる司令塔みた

いなものが必要だと思うのです。沖縄市において全庁的会議があったと新聞で報告がありましたけれども、国において推進体制としては総合的に推進して貧困対策会議というものを中心に、また所管する分野に関しては担当部署に事務局を置くことになっております。やはりそこをきちんと定めないと報告はたくさんあるけれども、どういうふうに事業展開をされていくのかが今のところよく見えてこないのです、それに関してはどのような体制でいくのか。よろしくをお願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 最初の答弁にありますように、改めて子の貧困対策に特化しての統括組織の設置は現在のところ考えていません。その理由は、説明したように庁舎内の連携はしっかり取れているという部分でございます。それと同じくして、この貧困に関する個別の施策等についても、子ども・子育て支援事業計画、それから南風原町の総合戦略のなかにもうたわれております。その計画のなかでうたっている施策についての進捗状況はそれぞれの推進会議等がございますので、そのなかで確認ができます。議員がおっしゃっていましたが緊急に必要な場合は、支援が緊急に必要となってくるのだと思います。その場合は、要保護児童対策協議会等もございますし、かかわっている社会福祉の要保護の部門になっている担当もございますから、そこが緊急に集まって支援策を考えるという対応になってまいりますので、すでにそういったかたちで日々動いております。そこは現状のまま大丈夫であろうと思います。再度になりますが、現時点では主に担う民生部と教育部、この2つの部が連携して事業を進めておりますが、どうしてもそういう機関がなければいけないとなってくれば当然その時点で設置は考えていくものと考えています。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 私たちから見ると多岐にわたるので、どういう状況で本町が取り組んでいるのかというところが見え難いのですね。そういった意味合いからも、また全体的な、貧困対策にかかわらず子育て支援もそうなのですがどういった流れになっていて、どういうふうに改善されていっているのかが見えてこないところがあるのです。そういう意味で事務局的な部署が、どちらでもよろしいのですけれどもどちらかにやはり置いてお

かなければ、良くなっているのか悪くなっているのか一つ一つ検証していけば分かるかとは思いますが、そういった意味合いでも担当事務局的なものを置く考えは全くないのか再度お聞きします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まずこの貧困対策事業に関しましては、内閣府からも 10 億円の予算もございまして新たに取り組む事業もございします。しかしながら、これまで継続してやってきた事業もございします。それにはそれぞれ担当部署があります。これまでどおり連携しますがさらに連携しながら新しく取り組む事業と連結して子どもの貧困対策を充実させていくと、また県の事業計画のなかでは数値目標がございします。結果的に近づいていっている、近づいた、達成した、そのようにこの貧困対策の評価になっていくのかと思いません。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん それでは、無理やり納得することにいたします。町長もおっしゃいましたように、一丁目一番地ということで、また本町には地域資源も生かした社会関係資本ですか、その構築にもしっかりと取り組んでいただいて、この質問は終わりたいと思います。

次に、防災の件でございしますが、地域の皆さんが自主的に組織するものだと考えていますとのことで、そのために必要性を周知して組織設立を推進していくとのことですが、昨年度はどのような体制でこの周知活動は行われたのでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 前年度は 1 字で自主防災組織についての勉強会を行いました。参考までにその 1 年前も同じように 1 つの自治会、その 1 年前には中央公民館で全体的な、特にあれは地震について広く町民、団体、誰でも参加できるような防災についての講演会

はしております。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 昨年 10 月に所管である総務民生常任委員会のほうで福岡県糸島市へ研修に行っていました。その前に、このあいだ新聞報道において自主防災組織結成ゼロが本島内では南風原町だけだと私は記憶しておりますけれども、間違いないかどうか確認をいたします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 確かに本町は未結成でございます。他市町村がどうだったかは確認しておりません。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 私の覚えではあとは離島だったと思います。南風原町ゼロということで、とてもショックだったのですね。他の所は 1 から 4 とか、またはすべてとか種類分けされていましたが、なぜ結成できないのですか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 今からお話することは、私見でしかございません。東日本大震災があまりにも巨大津波のイメージが強かった。あの 3 月 11 日当時、本町には津波の警戒が出ていないわけですね。そのへんがあるのかというところです。県外の調査等々でも雲仙市をはじめそれぞれ自主防災組織が結成されているところで勉強はさせていただいておりますが、われわれも確かに後押しが弱いのかなとは感じています。これまで俗に言う手上げ方式、うちで勉強したいという自治会で先ほど答弁したようにやっているのですが、

次年度あたりから取り敢えずこちらから自治会長もしくは地域のリーダーの皆さんを対象に啓発となるような、こういった自主防災組織とはなんぞやというようなベースの部分から勉強会を年に何回か、まだ具体的な計画はございませんがそういったものも含めて、こちらからもプッシュするように方向を変えて対策対応を促進してまいりたいと思います。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 先ほどもちょっとお話しましたが、糸島市は当初うちと同じような考え方で手上げ方式、モデル事業的なかたちで 1 校区 7 行政の自主防災組織を立ち上げようということだったのですけれども、東日本大震災を契機に平成 23 年度以降は、考え方をすべて変えて方針転換をしたそうです。そして、作るからには具体的に一番皆が声をかけやすい 20 戸程度のものを 1 つの組織として立ち上げていくのだという方向転換をしたそうです。そのあと、この方針を区長会全体にお話をして、区長会からも全会一致でそういう取組がされて、平成 27 年度現在は 162 行政ありますが、この 1,700 班すべて設立 100 パーセント達成したということです。そしてその 20 戸単位がいろいろな避難訓練をやったりしていると。市は自主防災組織の必要性を強く訴えて、設立に向けた方法ということで設立マニュアル、名簿を書いたりこういうふうに作っていきますよということをやまず皆さんにお話をして、それで各 1 個の防災組織に対して敷材を配布しますよと、そして防災無線みたいなものをしっかりとやっといざというときには 20 戸単位で安全な所に避難できるような体制を持ていきますというように、平成 23 年 7 月から平成 24 年 3 月の 9 カ月をかけて、まずはこちらがしっかりとやるのだという姿勢を示してやっております。私はこの答弁にある、皆さんが自主的に組織するものと考えていますというこの南風原町行政の考え方をぜひ直していただきたいと思います。

震災から 5 年たちました。震災の教訓を私たちはどのように生かしていけばいいのでしょうか。本町における組織の結成は、町長のリーダーシップによって町民に呼びかけるものでなければ、本町に防災組織は絶対に作れないと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 こういう組織は、まさにあるべきです。東部消防館内において、与那原・西原、特に与那原においては 100 パーセントできたと重視されておりますが、南風原町においてはゼロであります。意識は町民、私そのもの。東北の大震災の津波の件については、海に面している地域と海に面していない地域の違いなのかということがあります。南風原町は海に面していないがしかし、津嘉山地域においては海拔 4 メートル前後であると、そういう面では私たちも認識を深めるためにはまず電柱に海拔何メートルだと示す。南風原町民であつてもどこかに仕事で行かれたときにその海拔を常日頃から熟知させようという思いで南風原町も早い時期に表示をさせてもらいました。このように形から意識を変えていこうという思い、さらにまた部長からありましたように、自治会長、区長方も視察研修で現地を見てくることも大事だと思い、また行政から作りなさいと言っても説得するだけの根拠を作らなければいけないということがあって自治会長・区長たちと現場視察研修をさせてもらいました。さらに以前は南風原町においては、海からの影響と言うより河川の浸水がたくさんありました。長堂川、国場川、宮平川において、ボートを出したこともありました。その時に、このぐらいの雨量だったら浸水するなと体が覚えていたのですが、しかしながら河川改修以降からはこういう小さな集落内の排水の詰まりはありますが全体が避難するぐらいのことがない、これも解消された部分なのかと思えます。ただ、私たち南風原町において斜面の崩れ、兼城、新川、北丘ハイツ、その周辺においては地震があれば土砂崩れが起こる可能性がある、それも部分であつて、本土と違って大きな山がないが故に町全体で皆がという意識は弱いものだということがあります。しかしながら、仕事で、あるいは家族で出かけた先でこういうことが起こった場合、この意識を持っておけば即安全な所に行こうということになろうかと思えますので、こういう環境づくりが一番大事ではないかと思っております。南風原町において本来ならあつて然るべきだが至っていない、私たちが考えている以上に安ど感を持っている地域なのかと、また大きな地震があつても大津波が押し寄せることがない安ど感、こういう安ど感がいざというとき想定し難いことが出ようかと思えますので、そういう意味で常に意識を持ちながら私たちは呼びかけをしていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 本町が作りましたお役立てマップ、本当によくできていると思うのです。地すべり地帯、浸水の色分けもすべてされていますし、これだけお金もかけていますのでぜひ皆さんに活用していただきたい。先ほど申し上げたように、20 戸単位だと

こういうことも活用できますし、今いろんなコミュニティの希薄化も言われておりますが私はこの防災組織こそ、その訓練をとおして地域のコミュニティが築けるものだと思うのですね。

(2) の要援護者に対しましても自分のお隣が今どういう状況になっているかも分からないような時代ですので、ぜひとも執行部の強い決意でもって自主防災組織の立ち上げを、徐々にではなく早急に、明日何かあったらどうするのですか。本当に住民の命を守れるのかという観点でしっかりと取り組んでいただきたいことを申し上げて終わります。

○議長 宮城清政君 以上で、一般質問は全部終了しました。本日は、これで散会いたします。お疲れ様でした。

散会（午後 4 時 38 分）

地方自治法第 123 条の第 2 項の規定により署名する。

南風原町議会議長 宮城清政

署名議員（議席番号 13 番） 大城勝

署名議員（議席番号 14 番） 大宜見洋文